

労 審 発 第 1034 号
平成 30 年 12 月 21 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

労働政策審議会
会長 樋 口 美 雄



平成 30 年 11 月 27 日付け厚生労働省発雇均 1127 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱」、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件案要綱」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」、別紙 2 「記」のとおり。

平成 30 年 12 月 21 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱」、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件案要綱」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案」について

平成 30 年 11 月 27 日厚生労働省発雇均 1127 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成30年11月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

雇用環境・均等分科会

分科会長 奥宮 京子

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱」、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件案要綱」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案」について

平成30年11月27日厚生労働省発雇均1127第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年11月27日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿
労働政策審議会 雇用環境・均等分科会
分科会長 奥宮 京子 殿

職業安定分科会 同一労働同一賃金部会
雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会
部会長 守島 基博

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案要綱」、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱」、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件案要綱」及び「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案」について

平成30年11月27日厚生労働省発雇均1127第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。